

議案第 2 1 号

三田市民病院事業における指定管理及び地方公営企業法の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

三田市民病院事業における指定管理及び地方公営企業法の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市民病院事業における指定管理及び地方公営企業法の全部を適用することから一部を適用することへの移行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三田市民病院事業の設置等に関する条例(昭和41年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p><u>(法の適用)</u></p> <p>第2条の2 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条の規定に基づき、病院事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p>3 省略</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条の2 <u>法第14条の規定に基づき、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、診療部、診療技術部、看護部、事務局、地域医療連携室及び医療安全管理室を置く。</u></p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 <u>法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)</u>又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(業務状況説明書の作成)</p> <p>第7条 <u>管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p><u>(19) ペインクリニック内科</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p>3 省略</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)</u>又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(業務状況説明書の作成)</p> <p>第7条 <u>市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年</u></p>

<p>年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>市長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>提出</u>する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>提出</u>する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため<u>管理者が必要と認める事項</u></p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出</u>することができなかつた場合においては、<u>管理者</u>は、できるだけ速やかにこれを<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第9条 前条第1項の規定により、市長が病院の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>法第33条の2</u>の規定により委託する手数料の徴収に関する業務</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者が別に定める</u>。</p>	<p>度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>作成</u>する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>作成</u>する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため<u>市長が必要と認める事項</u></p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成</u>することができなかつた場合においては、<u>市長は</u>、できるだけ速やかにこれを<u>作成</u>しなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第9条 前条第1項の規定により、市長が病院の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>法第33条の2</u>において準用する<u>地方自治法第243条の2</u>の規定により委託する手数料の徴収に関する業務</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>
--	--

(三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 三田市民病院事業使用料及び手数料条例(昭和47年三田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、別表に規定する額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、手数料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 手数料は、別表に規定する額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、手数料を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 病院事業管理者(以下「管理者」という。)において手数料を徴収する必要がないと認めたもの

(納付)

第4条 使用料は、これを即納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、納期を延期し、又は分割して納付することができる。

2 手数料は、これを即納しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めたときは、納期を延期し、又は分割して納付することができる。

(減免)

第5条 管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減額し、又は免除することができる。

(読替)

第6条 三田市民病院事業の設置等に関する条例(昭和41年三田市条例第35号)第8条第1項の規定による指定管理者(以下「指定管理者」という。)に同条例第9条各号に規定する業務を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、別に定めるものを除き、第1条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金及び手数料」と、第2条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「別表に規定する額とする」とあるのは「別表に規定する額の範囲内において指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする」と、第3条第2項第2号中「病院事業管理者(以下「管理者」という。)とあるのは「市長」と、第4条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「管理者」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「管理者」とあるのは「市長」と、第5条第1項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「管理者」とあるのは「市長」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「管理者」とあるのは「市長」と、同表備考中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と読み替える。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

別表(第2条、第3条関係)

区分	種別	金額	摘要
----	----	----	----

(2) 市長が手数料を徴収する必要がないと認めたもの

(納付)

第4条 使用料は、これを即納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、納期を延期し、又は分割して納付することができる。

2 手数料は、これを即納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、納期を延期し、又は分割して納付することができる。

(減免)

第5条 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減額し、又は免除することができる。

(読替)

第6条 三田市民病院事業の設置等に関する条例(昭和41年三田市条例第35号)第8条第1項の規定による指定管理者(以下「指定管理者」という。)に同条例第9条各号に規定する業務を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、別に定めるものを除き、第1条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金及び手数料」と、第2条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「別表に規定する額とする」とあるのは「別表に規定する額の範囲内において指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする」と、第4条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表備考中「駐車場使用料」とあるのは「駐車場利用料金」と読み替える。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条、第3条関係)

区分	種別	金額	摘要
----	----	----	----

使用料	省略	
	附属設備等	管理者が定める額
手数料	診断書、証明書その他これらに類する文書料	1通 4,000円以内で管理者が定める額
	省略	
備考	省略	

使用料	省略	
	附属設備等	市長が定める額
手数料	診断書、証明書その他これらに類する文書料	1通 4,000円以内で市長が定める額
	省略	
備考	省略	

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例（昭和59年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。<u>ただし、三田市民病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職は除く。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)第4条に規定する職</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる職に準ずる職として任命権者が別に定めるもの</u></p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる職に準ずる職として任命権者が別に定めるもの</u></p>

(三田市情報公開条例の一部改正)

第4条 三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、<u>病院事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) 省略</p>

(三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第5条 三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年三田市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内(病院事業に係る指定管理者の場合にあっては2箇月以内)に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第6条 三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正前	改正後																																											
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="width: 15%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 30%;">担当事務</th> <th style="width: 10%;">委員定数</th> <th style="width: 10%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市長</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三田市行政評価委員会</td> <td>(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。</td> <td style="text-align: center;">10人以内</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	市長	省略				三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年	省略					<p>(設置)</p> <p>第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="width: 15%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 30%;">担当事務</th> <th style="width: 10%;">委員定数</th> <th style="width: 10%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市長</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三田市行政評価委員会</td> <td>(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。</td> <td style="text-align: center;">10人以内</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三田市民病院経営評価委員会</td> <td style="text-align: center;">三田市民病院の指定管理者による管理運営評価及び経営強化プラン等に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">三田市民病院の指定管理者による管理運営評価及び経営強化プラン等に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">5人以内</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	市長	省略				三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年	三田市民病院経営評価委員会	三田市民病院の指定管理者による管理運営評価及び経営強化プラン等に関する事項についての調査審議	三田市民病院の指定管理者による管理運営評価及び経営強化プラン等に関する事項についての調査審議	5人以内	2年	省略				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期																																								
市長	省略																																											
	三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年																																								
省略																																												
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期																																								
市長	省略																																											
	三田市行政評価委員会	(1) 三田市行政評価条例(平成27年三田市条例第28号。)第5条第3項に規定する外部評価に関すること。 (2) 行政評価の見直しについて意見を述べること。	10人以内	2年																																								
三田市民病院経営評価委員会	三田市民病院の指定管理者による管理運営評価及び経営強化プラン等に関する事項についての調査審議	三田市民病院の指定管理者による管理運営評価及び経営強化プラン等に関する事項についての調査審議	5人以内	2年																																								
省略																																												

(三田市債権管理条例の一部改正)

第7条 三田市債権管理条例(平成21年三田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 省略 第3章 補則(第14条・第15条) (病院事業管理者が管理する債権への適用) <u>第14条 この条例を病院事業管理者が管理する債権に適用する場合において</u> <u>は、この条例の規定中「市長」とあるのは「病院事業管理者」とする。</u> 第15条 省略	目次 第1章～第2章 省略 第3章 補則(第14条) 第14条 省略

(三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の一部改正)

第8条 三田市民病院看護学生修学資金貸与条例(平成23年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、看護学生として修学中の者で、将来 <u>三田市民病院(以下「病院」という。)</u> に勤務しようとするものに対して修学資金を貸与することにより病院の助産師及び看護師である職員(以下「看護職員」という。)の充実を図ることを目的とする。 (資格) 第2条 修学資金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校又は養成所等を卒業後病院において看護職員として勤務する意思を有する者とする。 (1)～(2) 省略 (連帯保証人) 第5条 <u>修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。</u> 2～3 省略 (申請) 第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次の各号	(目的) 第1条 この条例は、看護学生として修学中の者で、将来 <u>三田市民病院又は市長が指定する病院(以下「指定病院」という。)</u> に勤務しようとするものに対して修学資金を貸与することにより <u>三田市民病院又は指定病院の助産師及び看護師</u> である職員(以下「看護職員」という。)の充実を図ることを目的とする。 (資格) 第2条 修学資金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、学校又は養成所等を卒業後 <u>三田市民病院又は指定病院</u> において看護職員として勤務する意思を有する者とする。 (1)～(2) 省略 (連帯保証人) 第5条 <u>修学資金の貸与を受けた者は、連帯保証人を2人立てなければならない。</u> 2～3 省略 第6条 削除

に掲げる書類を添えて病院事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
 - (2) 健康診断書
 - (3) 誓約書
 - (4) 学校又は養成所等の在学証明書又は成績証明書
 - (5) 住民票の抄本
- (貸与の決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による申請に基づき選考のうえ決定し、修学資金貸与決定書を当該申請者に交付し、かつ、当該申請者の連帯保証人に対してその旨を通知する。

(貸与の取消し)

第9条 管理者は、貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が貸与学生として不適当であると認めるとき。

(貸与の停止)

第10条 管理者は、貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を停止することができる。

- (1) 省略
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が修学資金を支給することが不適当であると認めるとき。

2 省略

(借用証書)

第11条 修学資金の貸与期間が終了したときは、貸与学生であった者は、直ちに借用証書を管理者に提出しなければならない。

(返還期間及び返還方法)

第12条 貸与学生であった者は、卒業後病院の看護職員として在職している期間を除き、3年以内に修学資金の全額を返還しなければならない。ただし、第9条の規定による取消しを受けた者は、その取消しがあつた日から1月以内に修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の免除)

第7条 削除

(貸与の取消し)

第9条 市長は、貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する修学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が貸与学生として不適当であると認めるとき。

(貸与の停止)

第10条 市長は、貸与学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を停止することができる。

- (1) 省略
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が修学資金を支給することが不適当であると認めるとき。

2 省略

(借用証書)

第11条 修学資金の貸与期間が終了したときは、貸与学生であった者は、直ちに借用証書を市長に提出しなければならない。

(返還期間及び返還方法)

第12条 貸与学生であった者は、卒業後三田市民病院又は指定病院の看護職員として在職している期間を除き、3年以内に修学資金の全額を返還しなければならない。ただし、第9条の規定による取消しを受けた者は、その取消しがあつた日から1月以内に修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の免除)

第13条 貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる金額の修学資金の返還を免除する。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に規定するもののほか、管理者が貧困その他特別の理由により返還が困難であると認めたととき 管理者が認める金額

(返還の猶予)

第14条 管理者は、貧困その他特別の理由により修学資金の返還が困難であると認めたとし、管理者が認める期間、その返還を猶予することができる。

(返還の免除又は猶予の申請)

第15条 第13条第4号の規定による修学資金の返還の免除又は前条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書又は修学資金返還猶予申請書を管理者に提出しなければならない。

(返還の免除又は猶予の決定及び通知)

第16条 管理者は、前条の規定による申請に基づいて修学資金の返還の免除又は猶予の決定をしたときは、修学資金返還免除決定書又は修学資金返還猶予決定書を当該申請者に交付し、かつ、その者の連帯保証人に対してその旨を通知する。

(届出)

第18条 貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(死亡届)

第20条 貸与学生又は貸与学生であった者が死亡したときは、その者の親族又は連帯保証人は、死亡届にそれを証する書類を添えて管理者に届け出なければならない。

(特別の貸与)

第21条 管理者は、別に定めるところにより、特定の学校又は養成所に在学する者に対し修学資金を貸与することができる。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第13条 貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる金額の修学資金の返還を免除する。

(1)～(3) 省略

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が貧困その他特別の理由により返還が困難であると認めたととき 市長が認める金額

(返還の猶予)

第14条 市長は、貧困その他特別の理由により修学資金の返還が困難であると認めたとし、市長が認める期間、その返還を猶予することができる。

(返還の免除又は猶予の申請)

第15条 第13条第4号の規定による修学資金の返還の免除又は前条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書又は修学資金返還猶予申請書を市長に提出しなければならない。

(返還の免除又は猶予の決定及び通知)

第16条 市長は、前条の規定による申請に基づいて修学資金の返還の免除又は猶予の決定をしたときは、修学資金返還免除決定書又は修学資金返還猶予決定書を当該申請者に交付し、かつ、その者の連帯保証人に対してその旨を通知する。

(届出)

第18条 貸与学生又は貸与学生であった者が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(死亡届)

第20条 貸与学生又は貸与学生であった者が死亡したときは、その者の親族又は連帯保証人は、死亡届にそれを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(特別の貸与)

第21条 市長は、別に定めるところにより、特定の学校又は養成所に在学する者に対し修学資金を貸与することができる。

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(三田市暴力団排除条例の一部改正)

第9条 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（市の事務及び事業における暴力団の排除）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、市長、<u>三田市教育委員会又は三田市民病院事業管理者</u>は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（公の施設における暴力団の排除）</p> <p>第7条 市又は指定管理者は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、公の施設における暴力団の排除について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「市長、<u>三田市教育委員会又は三田市民病院事業管理者</u>」とあるのは、「市長、三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は指定管理者」と、同項第2号中「相手方が暴力団等であるか」とあるのは「暴力団を利することとなるか」と、「聴く」とあるのは「聴く(指定管理者にあっては市長又は教育委員会に対し聴くことを求める)」とする。</p>	<p>（市の事務及び事業における暴力団の排除）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、市長又は<u>三田市教育委員会</u>は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（公の施設における暴力団の排除）</p> <p>第7条 市又は指定管理者は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、公の施設における暴力団の排除について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「市長又は<u>三田市教育委員会</u>」とあるのは、「市長、三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は指定管理者」と、同項第2号中「相手方が暴力団等であるか」とあるのは「暴力団を利することとなるか」と、「聴く」とあるのは「聴く(指定管理者にあっては市長又は教育委員会に対し聴くことを求める)」とする。</p>

（三田市民病院医師修学資金貸与条例の一部改正）

第10条 三田市民病院医師修学資金貸与条例（平成30年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、将来三田市民病院又は<u>三田市民病院事業管理者</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が指定する病院(以下「指定病院」という。)において医師業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、三田市民病院及び指定病院における診療に従事する医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（貸与を受ける者の要件）</p> <p>第2条 <u>管理者</u>は、次に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与する</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、将来三田市民病院又は市長が指定する病院(以下「指定病院」という。)において医師業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、三田市民病院及び指定病院における診療に従事する医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（貸与を受ける者の要件）</p> <p>第2条 <u>市長</u>は、次に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与するこ</p>

ことができる。

(1)～(3) 省略

2 管理者は、特に必要と認めるときは、前項第2号中「三田市民病院又は指定病院にて」を「管理者の認めた病院にて」と読み替えることができる。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金として貸与する金額は、大学1年生から大学4年生までの期間にあつては月額125,000円、大学5年生及び大学6年生の期間にあつては月額175,000円とする。

2～3 省略

4 管理者は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して修学資金の返還の債務を負担しなければならない。

(貸与の取消し)

第5条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すことができる。

(1)～(5) 省略

(貸与の一時停止)

第6条 管理者は、被貸与者が大学を長期欠席又は休学したときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

(返還の猶予)

第7条 管理者は、次に掲げる期間について、修学資金の返還を猶予する。

(1)～(3) 省略

2 管理者は、被貸与者が大学を卒業した場合において、医師の免許を取得できなかったときは、当該大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間の範囲内において、管理者が必要と認める期間その返還を猶予することができる。

3 前2項に規定する場合のほか、管理者が特に必要と認める場合は、管理者が必要と認める期間について修学資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

とができる。

(1)～(3) 省略

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項第2号中「三田市民病院又は指定病院にて」を「市長の認めた病院にて」と読み替えることができる。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金として貸与する金額は、大学1年生から大学4年生までの期間にあつては月額125,000円、大学5年生及び大学6年生の期間にあつては月額175,000円とする。

2～3 省略

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、別に定めるところにより連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、被貸与者と連帯して修学資金の返還の債務を負担しなければならない。

(貸与の取消し)

第5条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すことができる。

(1)～(5) 省略

(貸与の一時停止)

第6条 市長は、被貸与者が大学を長期欠席又は休学したときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

(返還の猶予)

第7条 市長は、次に掲げる期間について、修学資金の返還を猶予する。

(1)～(3) 省略

2 市長は、被貸与者が大学を卒業した場合において、医師の免許を取得できなかったときは、当該大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間の範囲内において、市長が必要と認める期間その返還を猶予することができる。

3 前2項に規定する場合のほか、市長が特に必要と認める場合は、市長が必要と認める期間について修学資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第8条 管理者は、被貸与者が貸与期間又は修学資金の返還を猶予された期間の終了後直ちに三田市民病院又は指定病院で医師として修学資金の貸与相当期間(貸与期間が4年未満の者は4年間)勤務したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。この場合において、前条第1項第2号及び第3号の研修期間のうち、当該研修が三田市民病院又は指定病院において行われた期間は、全て三田市民病院又は指定病院での勤務期間とみなすこととする。

2 管理者は、被貸与者が三田市民病院又は指定病院に在職している期間中に業務に起因して死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除することができる。

(返還)

第9条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、別に定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括返還しなければならない。

(1)～(3) 省略

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して返還させることができる。

(予算の確保)

第11条 管理者は、三田市民病院医師修学資金貸与制度の円滑な運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8条 市長は、被貸与者が貸与期間又は修学資金の返還を猶予された期間の終了後直ちに三田市民病院又は指定病院で医師として修学資金の貸与相当期間(貸与期間が4年未満の者は4年間)勤務したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。この場合において、前条第1項第2号及び第3号の研修期間のうち、当該研修が三田市民病院又は指定病院において行われた期間は、全て三田市民病院又は指定病院での勤務期間とみなすこととする。

2 市長は、被貸与者が三田市民病院又は指定病院に在職している期間中に業務に起因して死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除することができる。

(返還)

第9条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、別に定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括返還しなければならない。

(1)～(3) 省略

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して返還させることができる。

(予算の確保)

第11条 市長は、三田市民病院医師修学資金貸与制度の円滑な運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(三田市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第11条 三田市個人情報保護法施行条例(令和5年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>消防長及び病院事業管理者</u> をいう。	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会 <u>及び消防長</u> をいう。

(2) 省略

2 省略

(2) 省略

2 省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（平成 2 1 年三田市条例第 2 4 号）

(2) 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 1 年三田市条例第 2 5 号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により病院事業管理者（以下「管理者」という。）が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。